

本ガイドラインは農林水産局所管事業については次により読み替える。

【共通編】

1. 電子納品運用ガイドライン【業務編】について

1.6. 問い合わせ

(1) 電子納品担当主管課

農林水産局所管事業

農林水産局農林整備管理課技術管理グループ

TEL 082-513-3635

E-mail nouseibi@pref.hiroshima.lg.jp

1.7. 業務ガイドラインに係わる規程類の関係

※ 農林水産局所管事業【農業農村整備関係事業】（農地海岸を除く）については、以下「CAD 製図基準」を「電子化図面データの作成要領（案）」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン」を「電子化図面データ作成運用ガイドライン（案）」と読み替える。

7. 成果物の検査

(1) 成果物

表 7-1 成果物一覧

	成果物の種類	備考
紙の成果物	電子媒体納品書	
	電子成果品チェック記録	広島県の電子納品チェックシステムによるチェック結果の印刷物
電子成果品	報告書データ	
	図面の CAD データ	SXF 形式
	写真データ	
	測量データ	
	地質データ	
	i-Construction データ	

農林水産局所管事業は、広島県が公開しているチェックシステムを用いるため、次の書類の提出を不要とする。

- ・CAD データ成果品チェックシート（土木設計業務用）
- ・国土交通省の電子成果品チェックシステムのチェック結果

※国土交通省の電子成果品チェックシステムによるチェックも不要とする。

【発展編】

9. 情報共有システムによる電子成果品の作成

図 9-2 情報共有システムを利用した電子成果品の流れについて、次頁による。

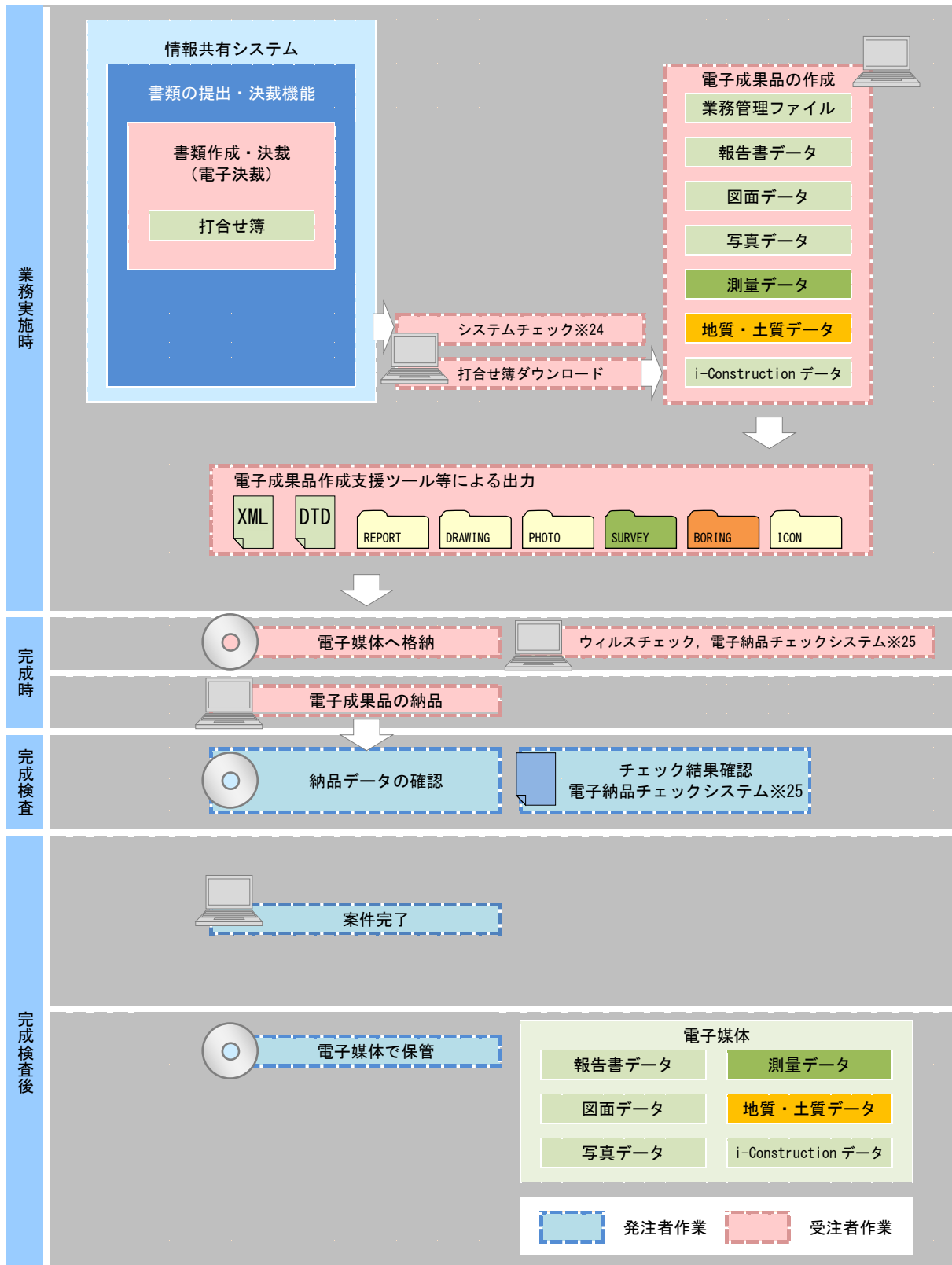


図 9-2 情報共有システムを利用した電子成果品の流れ
(ただし、電子媒体による提出を行う場合)

※24 「システムチェック」では、情報共有システム内にある「チェック」機能によりエラーがないことを確認します。

※25 「電子納品チェックシステム」では、広島県のチェックシステムによりエラーがないことを確認します。広島県のチェックシステムは、広島県の調達情報 Web サイトからダウンロード先を案内しています。その際、適用するバージョンを確認します。